

# 郡山市スズメバチ等のハチの巣駆除事業の実施要領

平成19年 8月 8日制定  
[保健福祉部保健所生活衛生課]

## (目的)

第1条 この要領は、市民から寄せられるスズメバチ等のハチの巣（以下「巣」という。）に関する相談の中で、市民生活の安全を確保するため、緊急に市が実施する巣の駆除事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業実施の条件)

第2条 巣のつくられた土地又は建物（以下「営巣場所」という。）が、市民の生活圏に近接するため、市民の生命に危害が及ぶおそれがある場合であって、その営巣場所の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に、事業を実施するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助を受けている世帯で、自ら駆除することが困難と認められる場合。
- (2) 営巣場所が空地・空家となっており、その管理者等との連絡が困難な場合。
- (3) その他、保健所長が必要と認めた場合。

## (事業実施の決定)

第3条 保健所長は、職員に相談を受けた営巣場所等を調査させ、その結果に基づき事業を実施するかどうかを決定するものとする。

## (事業の実施)

第4条 保健所長は、事業の実施を決定したときは、巣の駆除を業として行う者に駆除を依頼する。

## (駆除の実施結果報告)

第5条 前条の規定による依頼を受けた者は、当該巣の駆除を完了したときは、すみやかに巣の駆除作業実施結果報告書（別記様式）を保健所長に提出しなければならない。

## (成果の確認)

第6条 保健所長は、職員に駆除作業実施の成果を確認させるものとする。

## (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成19年8月8日から施行する。